

グルメワンダーパーク函館企画運営業務に係る
プロポーザル審査委員会設置要綱（案）

（設置）

第 1 条 グルメワンダーパーク函館企画運営業務に係るプロポーザル方式による事業者の選定を厳正かつ公平に行うため、プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第 2 条 委員会は次の事務を所掌する。

- （1）審査方法，評価基準に関すること。
- （2）企画提案の評価に関すること。
- （3）最適提案者の選定に関すること。
- （4）その他目的を達成するために必要な事項

（組織）

第 3 条 委員会は委員 10 人以内をもって組織する。

（委員）

第 4 条 委員会は次の各号に掲げる者により構成する。

- （1）グルメワンダーパーク函館実行委員等
- （2）その他必要と認める者

2 委員の任期は，所掌事務に係る協議が終了したときまでとする。

3 委員が委員会に出席できない場合は，所属団体の他の者に委任することができる。

（委員長）

第 5 条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は，委員の互選により 1 人を定める。

3 委員長は，委員会を代表し，会務を総理する。

4 委員長に事故があるときは，委員長があらかじめ定めた者がその職務を代理する。

（会議）

第 6 条 委員会の会議は，委員長が招集し，委員の過半数が出席しなけ

れば開くことができない。

- 2 委員長は、会議の議長となる。
- 3 会議の議事は出席した委員の合議により決し、合議により決することができないときは、出席した委員の過半数をもって決することとし、可否同数の場合は、議長の決するところによる。
- 4 会議は、原則として非公開とする。
- 5 会議は、書面にて開催することができる。

(中立の保持)

第7条 委員は、プロポーザル方式の提案者と利害関係がある場合は、議事に加わることができない。

- 2 委員は、プロポーザル方式の提案者に対して、特定の利益または不利益を与える行為をしてはならない。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を他にもらしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、グルメワンダーパーク函館実行委員会事務局において処理するものとする。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し、必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月20日から施行する。